

医療法人のための 事業承継セミナー



今もし、相続が発生したら、どうなるのですか？

持分あり社団医療法人の場合、出資持分を評価して、相続税額を計算することになります。



医療法人の出資って、どう評価するのですか？

取引相場のない株式の評価方法に準じて評価します。ただし医療法人は「配当禁止規定」がありますので、注意が必要です。



相続税負担が大きいので持分放棄したいのですが、課税関係はどうなるのですか？

医療法人の出資持分を放棄する場合の課税関係は、法人税、所得税、相続税（贈与税）について、要件をきちんと見ておく必要があります。



基金拠出型医療法人への移行が増えている、と聞きますが…

基金拠出型医療法人は、2年間で約900法人が設立されています。



子供は勤務医ですが、経営者には向いていません。本人も病院経営をする意思はありません。

医師としての能力・適性と、経営者としての資質は、全く別物と考えた方が良いでしょう。後継者がいない場合、M & Aにより第三者に譲渡することができます。廃業と比べて、M & Aは地域における医療の継続、従業員の雇用の継続が可能となります。



日時：

平成22年2月25日(木)

15:30 ~ 18:30

(15:00受付開始)

**事業承継は「待たなし！」
医療法人も例外ではありません**

経営者の高齢化が進む中、事業承継が大きな「課題」となっています。医療法人も例外ではありません。

「いつ起こるか分からないが、いつかは必ず訪れる」のが事業承継。

事業承継問題は短期間で解決できる問題ではなく、後継者教育や経営体制の整備、計画的な経営権の委譲、事業承継に向けた債務の圧縮、病医院の「磨き上げ」など、長期的な計画のもと円滑に進めていくことが理想です。

本セミナーでは、医療法人の事業承継を多数手がけてきた稲田実税理士(兵庫県)を講師に招き、医療法人の事業承継に関して、実例を通して具体的に分かりやすくご説明いたします。

開 催 要 項

日 程：平成22年2月25日(木) 15:30～18:30 (15:00～受付開始)
 会 場：みどり合同経営ビル 2階研修室



JR高松駅より、車で約7分です。
 お車で越しの方は、当社1階駐車場をお使い下さい。
 駐車される際は奥から詰めて駐車して下さい。
 駐車スペースは十分確保しておりますが、万一駐車スペース
 がない場合は、付近の有料駐車場にお停めいただきますよう
 お願いいたします。

参加費用：5,000円 (ただし当社お客様は無料)

講 師：稲田 実



株式会社稲田会計事務所 代表取締役・税理士
 (社)日本医業経営コンサルタント協会 兵庫県支部 副支部長
 MMPG専務理事 / TKC近畿兵庫会 副会長
 川崎福祉大学 非常勤講師(15年4月～21年3月まで就任)
 中小企業大学校関西校 非常勤講師

竹本 正憲



株式会社船井財産コンサルタンツ高松 代表取締役社長・税理士
 一級ファイナンシャルプランニング技能士(四国で第1号)
 著書：「次代をひらく新事業承継相続対策」、
 「FP事典」(社団法人金融財政事情研究会)：共著、
 「ビジネス超入門」(BSIエデュケーション)：共著

定 員：20名(定員になり次第、締め切らせていただきます)

申込方法： お電話でお申込みの場合 受付電話番号 087-834-0081 受付担当：小池
 FAXでお申込みの場合 受付FAX番号 087-834-0080
 E-mailでお申込みの場合 受付メールアドレス koike@digitalbank.co.jp

FAX：087-834-0080

医療法人のための事業承継セミナー 申込書

株式会社みどり合同経営 行

申込日：平成 年 月 日

ふりがな		T E L	()
貴社名		F A X	()
ご住所			
所属/役職名	備 考		
氏名			
E-mail			

参加者が複数名の場合、お手数ですが、お一人ずつの所属と氏名をご記入下さい。

主 催：株式会社みどり合同経営 / みどり合同税理士法人 / 株式会社船井財産コンサルタンツ高松
 〒760-0062 香川県高松市塩上町3丁目1-1 TEL:087-834-0081 FAX:087-834-0080 <http://www.mgrp.jp/>

ご連絡は事務局まで 株式会社みどり合同経営 事務局 TEL 087-834-0081 (担当：小池)

個人情報保護法に基づき、お申込内容は、当セミナー開催及び当社からの事業承継に関する各種ご案内の目的以外には使用しません。